

補助金調書

補助金名	小規模事業指導事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課(TEL441-2171)
交付先	団体	経営改善普及事業を行う者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月	
(公募の場合) 応募要件	市内において経営改善普及事業(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第3条に定める基本方針に即して実施される小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業)を実施する本市内の商工会又は商工会議所				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和36	年度	経過年数	66	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 経営改善普及事業に必要な経費を補助することにより、小規模事業者の経営基盤の充実に図り、もって本市経済の健全な発展に寄与すること。</p> <p>【補助対象事業】 経営改善普及事業</p>				
補助金の終期	令和11	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	<p>補助金交付先団体が実施している経営改善普及事業は、経営資源が不足している小規模事業者に対して、各種経営相談や、講習会・研修会などの集団指導等を行うことを通じ、その経営基盤の充実に図るものであり、このことは本市経済の発展に寄与するものと考えている。</p> <p>当事業を市が直接行うことを考えると、多くの人的資源や資金が必要となるため、十分な支援実績と経験があり、効率的な運営ができる団体への補助金交付が効果的であることから、当該補助金を継続するもの。</p>				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費は、上記目的を達成するために要する講習会等開催費、金融指導費、記帳継続指導費、経営指導推進費等。 補助金の算定方法は、補助対象経費の3分の1を上限とした本市予算の範囲内。</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	3 件	3 件	3 件	
	13,700 千円	13,700 千円	12,400 千円	12,400 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>①金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、その他経営に関する指導、あっせん</p> <p>②小規模事業者の経営改善発達に資する地域の活性化または商工業の振興に関する事業の実施、協力、または指導</p> <p>③経営、技術、各種制度等に関する情報または資料の収集および提供</p>				
補助金交付 による効果	小規模事業者の経営改善を図るため、金融等に関する指導や各種相談、講習会等を実施し、地域経済の発展に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。